

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更

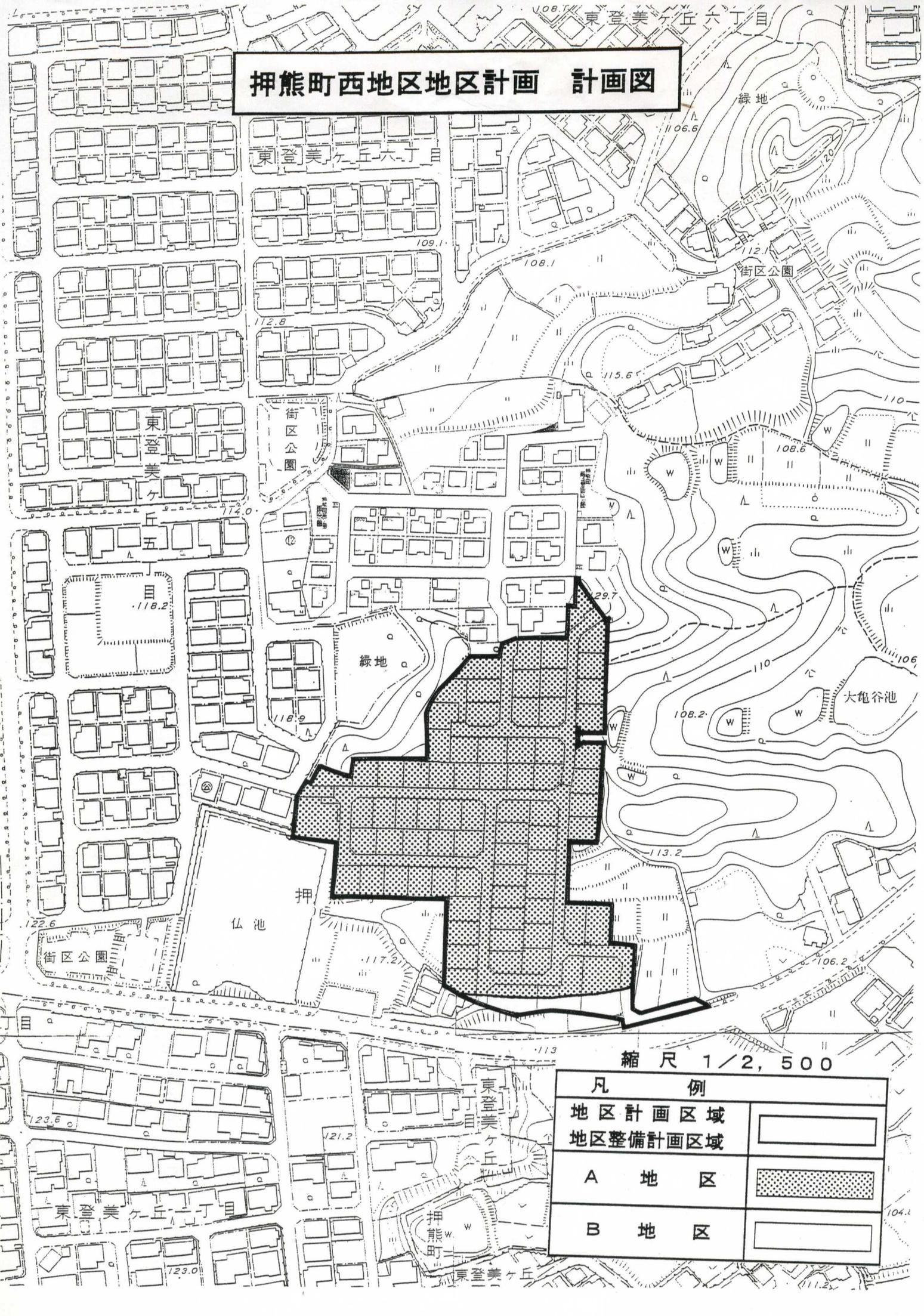
（奈良市決定）

都市計画押熊町西地区地区計画を次のように変更する。

（平成19年3月9日変更）

名 称		押熊町西地区地区計画		
位 置		奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部		
面 積		約 2.3 ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は市の北西部に位置し、南側は市北部を東西に縦断し商業施設が集積した都市計画道路奈良阪南田原線（通称ならやま大通り）沿いの後背地であり、西側は民間の大規模宅地開発事業により低層住宅地が形成され居住環境に恵まれた地区である。</p> <p>本地区計画は、民間の宅地開発事業によって健全な住宅市街地の形成を図るとともに、良好な居住環境の保全を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>用途地域を基本として本地区を2地区に細分化し、それぞれの地区の特性に合わせてきめ細かい土地利用を定め、良好な環境の維持・増進を図る。</p> <p>1) 「A地区」（第1種低層住居専用地域）                      周辺の居住環境と調和した住宅市街地の形成を図るため、低層戸建住宅地として土地利用を図る。</p> <p>2) 「B地区」（第1種住居地域）                      周辺の良好な居住環境の保全に配慮しつつ都市計画道路沿道にふさわしい市街地の形成を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	<p>民間の宅地開発事業により整備が行われる道路及び公園等を適正に配置し、整備された道路及び公園等の機能、環境が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>本地区の大部分を占める第1種低層住居専用地域についてはさらなる良好な居住環境を備えた住宅地を形成するため、また第1種住居地域については周辺の居住環境の保全に配慮するために建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定め適正な誘導・規制を行う。</p>		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区名称	A 地 区	B 地 区
		区分面積	約2.2 ha	約0.1 ha
	建築物の用途の制限	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所を除く。）</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場                      その他これらに類する運動施設</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 自動車教習所</p>
		<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の過半の属する地区についての用途の制限を適用する。</p>		
建築物の敷地面積の最低限度	<p>200平方メートル</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>			
<p>区域、地区の細分化は計画図表示のとおり。</p>				

# 押熊町西地区地区計画 計画図



縮尺 1/2,500

凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
A 地区	
B 地区	